

## 岐阜商工会議所会館管理規則

### (目的)

第1条 この規則は、岐阜商工会議所会館（以下「会館」という。）の管理・運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (名称及び所在地)

第2条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岐阜商工会議所会館
- (2) 所在地 岐阜市神田町2丁目2番地

### (管理責任者)

第3条 管理責任者は、専務理事をもって充てる。

- 2 事務局長は、専務理事の命を受けて会館の管理運営を統轄する。

### (管理人)

第4条 商工会議所は、会館の管理に従事させるため、管理人を置くことができる。

### (管理業務の委託)

第5条 商工会議所は、必要に応じて、会館管理業務の一部を専門的技能を有する者に委託することができる。

### (会館の開閉)

第6条 会館の開閉、休館等の日時は、次のとおりとする。

- (1) 開館 午前8時
- (2) 閉館 午後9時
- (3) 休館 年末年始（12月29日から1月3日）

ただし、商工会議所が必要と認める時は、会館の開閉及び休館日を延長し、又は短縮することができる。

### (駐車場)

第7条 駐車場の利用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

ただし、商工会議所が必要と認める時は、利用時間を延長し、又は短縮することができる。

- 2 駐車場を利用する者は、別に定める額を駐車料金として納付しなければならない。ただし、商工会議所が必要と認める時は、駐車料金を減免することができる。
- 3 駐車場内における自動車相互の接触又は衝突により生じた損害、その他天災地変又は不可抗力による損害については、商工会議所は、その責を負わない。
- 4 利用者は、駐車場の施設等を毀損し、又は汚損したときはその損害を賠償しなければならない。

( 会館の出入 )

第 8 条 商工会議所は、会館に出入しようとする者に対し必要があるときは、その氏名及び出入の目的を明らかにすることを求めることができる。

( 行為の許可 )

第 9 条 会館内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ商工会議所の許可を受けなければならない。ただし、商工会議所がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- ( 1 ) 物品の移動販売、宣伝、契約の仲介又は寄付の募集その他これらに類する行為をすること。
- ( 2 ) ポスター、看板、旗、けん垂幕、その他これらに類するものを掲揚し、又は掲示すること。
- ( 3 ) 所定の場所以外の場所に施設を設置し、又は物件を搬入しもしくは置くこと。
- ( 4 ) 危険物を会館内に搬入すること。

( 貸会議室の使用 )

第 10 条 貸会議室の使用については、別に定める「岐阜商工会議所使用規程」によるものとする。

( 禁止行為 )

第 11 条 会館内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- ( 1 ) 示威又はけん騒にわたる行為をすること。
- ( 2 ) 多人数が集合して示唆行為をなし、集会を開き、あるいは通行の妨害になる行為をすること。
- ( 3 ) ビラを散布する等会館の美観を損なう行為をすること。
- ( 4 ) 会館及び物件を無断使用し、又はこれを損傷すること。
- ( 5 ) 危険な場所その他指定された場所以外の所において喫煙し又は火気を取り扱うこと。
- ( 6 ) 正当な理由がなく凶器爆発性物質等の危険物を持ち込むこと。
- ( 7 ) 危険・不潔・異臭・不体裁等の物品および動物等を持ち込むこと。
- ( 8 ) 役職員に面会を強要し、あるいは業務の執行を妨害したり、役職員の安全を脅かすような行為をすること。
- ( 9 ) 会館に用務のない者が駐車すること。
- ( 10 ) その他会館の維持管理に不相当と認められる行為をすること。

( 違反者に対する処置 )

第 12 条 商工会議所は、次の各号の一に該当すると認める者に対し、会館内への入場を拒否し、許可もしくは承認を取り消し、行為を禁止し、又は退去もしくは物件の撤去を命ずることができる。

( 1 ) 第 8 条の規定による求めに対して、氏名及び出入の目的を明らかにしない者

( 2 ) 第 9 条、第 1 0 条及び第 1 1 条の規定に違反した者

( 委任 )

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、会館の管理についての細則は管理責任者がこれを定める。

付 則

この規則は、昭和 6 1 年 1 2 月 2 5 日から施行する。